

社会福祉法人東近江市社会福祉協議会第三者委員規程

平成25年7月25日一部改正

(設置)

第1条 社会福祉法人東近江市社会福祉協議会が提供する福祉サービスに係わる苦情の対応に関する実施要綱第5条ならびに虐待防止の対応に関する実施要綱第7条に基づき、東近江市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に設置する第三者委員（以下「委員」という。）の設置に関して必要な規定を定める。

(目的)

第2条 委員は、本会が提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進すること、また利用者に対する虐待防止を図り、利用者の権利を擁護し、事業の迅速な改善を図ると共に事業に対する社会的な信頼を向上することを目的とする。

(職務)

第3条 委員は、苦情対応について次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 苦情受付担当者からの受け付けた苦情内容の報告聴取
- (2) 苦情内容の報告を受けた旨の苦情申出人への通知
- (3) 利用者等からの苦情の直接受付
- (4) 苦情申出人への助言
- (5) 社会福祉協議会への助言
- (6) 苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの立ち会い、助言
- (7) 苦情解決責任者からの苦情に係る事案の改善状況等の報告聴取
- (8) 日常的な状況把握と意見傾聴

2 委員は、虐待防止対応について次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 虐待防止受付担当者からの受け付けた虐待内容の報告聴取
- (2) 虐待内容の報告を受けた旨の虐待通報者への通知
- (3) 利用者等からの虐待の直接受付
- (4) 虐待通報者への助言
- (5) 社会福祉協議会への助言
- (6) 虐待通報者と虐待防止対応責任者の話し合いへの立ち会い、助言
- (7) 虐待防止対応責任者からの虐待に係る事案の改善状況等の報告聴取
- (8) 日常的な状況把握と意見傾聴

(委員)

第4条 委員は、社会的な信頼を有し、苦情解決ならびに虐待防止対応を円滑、円満に図ることのできる者のうちから、理事会の同意を得て、本会会長が委嘱する。

2 委員の人数は、2名以上とする。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員の解任)

第6条 本会会長は、委員の心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は、委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるときは、これを解任することができる。

(会議の開催)

第7条 本会会長は委員相互の情報交換、連絡調整ならびに本会の提供するサービスに対する助言を受けるため、年に2回以上委員会議を開催するものとする。

2 委員会議の議長は、本会会長がこれにあたる。

3 委員会議において受けた助言は、理事会に報告し、これを尊重しなければならない。

(委員の守秘義務)

第8条 委員又は委員の職務にあった者は、その職務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

(委員の報酬)

第9条 委員の報酬は、実費弁償を除き、原則無報酬とする。ただし、委員の中立性が確保できる場合であって、本会会長が特に認める場合は、社会通念上妥当な金額の報酬を委員に対して支弁することができる。

(滋賀県運営適正化委員会への協力)

第10条 委員は滋賀県運営適正化委員会の行う調査について、求めがあった場合においては、できる限り協力しなければならない。

(庶務)

第 1 1 条 委員に関する庶務は、本会事務局が行う。

(その他)

第 1 2 条 この規程に定めるものの他、委員に関して必要な事項は本会会長が別に定める。

附則

この規程は平成 1 9 年 9 月 2 5 日から施行する。

附則

この規程は平成 2 5 年 7 月 2 5 日から施行する。